

函館市移住サポーター設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市への移住および定住を促進することを目的として、移住サポーター（以下「サポーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 サポーターは、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 本市に移住を検討している者の移住や本市に移住した者の定住に関する相談対応
- (2) 移住および定住を促進するために必要な情報の発信
- (3) 移住および定住に関連するイベント等への協力
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(委嘱)

第3条 サポーターは、次に掲げる要件すべてを満たす者のうちから、市長が委嘱するものとする。

- (1) 18歳以上で、市外（渡島・檜山管内の市町を除く。）から本市に移住した者
- (2) サポーターの活動内容等を理解し、移住検討者および移住者を支援する取り組みに対して意欲がある者

2 市長は、サポーターに委嘱しようとする者に対して、あらかじめ別記第1号様式により承諾を得なければならない。

(委嘱期間)

第4条 サポーターの委嘱期間は、委嘱した日から委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 サポーターは、再任されることができる。

(解嘱)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターを解嘱することができる。

- (1) サポーターから辞任の申し出があったとき

- (2) サポーターが活動を遂行できなくなったとき
- (3) サポーターが所在不明などにより，連絡が取れない場合
- (4) サポーターが市外に転居した場合
- (5) その他，サポーターとして適当でないと認める場合

2 前項第1号により解嘱する場合は，サポーターに別記第2号様式を提出させるものとする。

(報酬等)

第6条 サポーターに給与，報酬，謝礼金および交通費等は支給しないものとする。

(守秘義務)

第7条 サポーターは，活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
また，サポーターの解嘱後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，令和6年4月17日から施行する。